



事務局第7号

平成22年11月10日

日本ペット訪問火葬協会 会員各位

日本ペット訪問火葬協会 事務局

平成22年11月8日(月)環境省第一会議室に於いて「動物愛護管理のあり方検討小委員会(第6回)」のペット葬祭業のヒアリングがありました。

当協会では、藤本理事長が出席(高橋は同行)し、我々の立場を、委員の皆様(有識者12名、環境省担当者8名)に説明しました。報道関係者も多く傍聴され、ペット葬祭業への関心の高さが窺えました。

このヒアリングでは、当協会の他に、「全国ペット霊園協会」「日本動物霊園連合」も参加し、火葬車の使用反対を強く委員に訴えていました。

今後、当委員会を中心に、環境省による「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、動愛法)の改定が行われることと思われます。当協会では、これに関連する情報の速やかな収集を行うとともに、会員の皆様へご報告をしていきたいと思っております。

今回のヒアリングの論点で、当協会としてすぐに対応すべき事項を下記に記します。

#### 1. 動愛法に抵触する動物虐待と思われる葬儀について

動愛法では虐待に対して下記のような罰則があります。

虐待や遺棄の禁止

愛護動物を虐待したり捨てる(遺棄する)ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

1年以下の懲役または100万円以下の罰金

愛護動物に対し、みだりにえさや水を与えずに衰弱させるなど虐待を行った者

50万円以下の罰金

愛護動物を遺棄した者

50万円以下の罰金

愛護動物とは

人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」および、飼い主の有無にかかわらない全ての「牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる」

虐待の禁止

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。



なお、食用にしたり、治る見込みのない病気やけがで動物がひどく苦しんでいるときなど、正当な理由で動物を殺すことは虐待ではありませんが、その場合でもできる限り苦痛を与えない方法をとらなければなりません。

当協会では、「業務運営基準」の「防犯対策」の中で、「ご遺体を目視する（ダンボール等に収められている場合やタオルに包まれている場合は一部開封しご遺体を確認する）」と定めています。

この過程で、明らかな動物虐待と思われる場合は、速やかに下記のように対応してください。

**警視庁へ報告**

最寄りの警察署 または 警視庁 保安課 保安第一係 03-3581-4321（警視庁代表）

**当協会事務局へ報告**（関係省庁に提出する資料を作成するため）

2. 道路交通法（以下、道交法）の抵触について

このヒアリングにおいて、道交法に抵触する火葬について議論がありました。

コンプライアンスの観点からも、火葬場所については十分な注意をお願いします。

特に、広告（サイトやパンフレット等）における火葬場所の表記において、

公道上、公設・民営の駐車場などでの火葬が可能であると思わせる表示の削除をお願いします。

表示例： 「火葬場所をご予約時にご確認ください」 など

3. 火葬炉使用時における「無煙・無臭」の表記について

こちらも、「無煙・無臭」という表記がサイト等で目立つことに同業者から指摘がありました。

「無煙」「無臭」の定義が規定されていない中で、問題となる論拠があいまいであると思われますが上記2のように、広告（サイトやパンフレット等）において「無煙・無臭」という表示をしないようお願いします。

表示例： 「環境対策に配慮した・・・」 など

以上